

# 女性部ニュース

07.10.29

N O · 370

東京清掃労働組合

女性部

## 07賃金確定、新たな人事・ 任用制度要求書提出

10月16日、特別区人事委員会から「職員の給与に関する報告及び勧告」が出されました。（ポイントは裏面参照）25日に東京清掃は区長会に、「要求書」を提出しました。賃金確定に向けてがんばりましょう。

### 現業賃金の切り下げを許すな！

総務省は地方自治体の現業賃金が高すぎると是正を示唆。執拗に攻撃してきています。また都では「有給病気休暇」180日を90日に、有給8割の休職期間を2年間から1年に切り下げる 것을 提案してきました。切り下げ理由は国や他都道府県との均衡を欠き、ノーワーク・ノーペイの原則に反するというものです。都労連は「心身故障のため長期休暇を必要とする職員」を使い捨てるもので断じて許せないと撤回を要求しています。区もこれら攻撃と無関係ではありません。

### 時短を進めよう！

国では午前午後の休憩時間を廃止、都もこれに続き、来年1月から、出先は昼休み45分、本庁は昼休み1時間で拘束時間15分延長となっています。休憩時間を廃止した区も既にあります。

勧告でも民間の所定労働時間平均7時間44分（区8時間）との調査結果が報告されています。拘束時間も延長するのでなく、時短こそ必要です。

工場アウトソーシング阻止の闘いも頑張っています。

団結祭りに16,000人

女性部はラムネ売り

10月14日、1047名の国鉄解雇者の解雇撤回を求め21回目となる団結祭りが亀戸中央公園で開催されました。女性部は東京清掃各地連と青年部と共にラムネ売りで今年も参加。売り上げ好調！たくさんカンパもできました。



12月1日（土）行く先検討中、早急にお知らせします。予定しておいてね

女性部バスツアードです！

# 2007年 特別区人事委員会勧告のポイント

## 2007年の賃金改定内容

| 公民較差      | 民間従業員平均賃金<br>434,600円                               | 特別区職員平均賃金<br>434,562円 | 較差<br>38円(0.01%) 改定は見送り                                |
|-----------|---|-----------------------|--|
| 初任給改定     | 行政職給料表(一) I類(大学卒程度)<br>179,200円 → 181,200円(+2,000円) |                       |  |
| 給料表諸手当の改定 | 給料<br>地域手当の支給割合の引き上げと同率程度引き下げ                       | 地域手当<br>13%→14.5%     | 期末・勤勉手当<br>4.45月 → 4.5月<br>0.05月引き上げ<br>(増加分は、勤勉手當に配分) |

## 賃金構造の改革

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 地域手当        | 平成20年1月から14.5%で実施<br>国の制度に合わせるため平成22年度までに、段階的に18%に改定)     |
| 2. 賃金カーブのフラット化 | I類(行政職、大卒程度)の初任給を、国・都に準拠して引き上げ。<br>今後も、世代間配分を是正(フラット化の推進) |

## 人事制度、勤務環境の整備等

### I 人事制度

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 能力・行政及び職責に基づく人事管理の推進 | 勤務評価結果を賃金処遇への反映に加え、適材適所の任用管理や、職員の能力開発等を図る。            |
| 2. 人材の確保と活用             | 採用チャンネルの拡大(採用機会、職種等複雑化する行政ニーズに対応)<br>人材供給構造の多様化に向け対応) |
| 3. 人材育成と活用              | 昇任への意識付けを積極的に展開、チャレンジしやすく適切な能力実証が図れる<br>仕組みについて引き続き検討 |
| 4. 人材育成                 | 人材育成に係る任命権者の努力等                                       |

### II 勤務環境の整備

|                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 1. ライフスタイルの変化<br>(ワーク・ライフ・バランス) | 「ワーク・ライフ・バランス」は、公務能率や組織業績の向上を基本に取り組む |
| 2. 超過勤務の縮減                      | 計画的かつ効率的な業務管理と勤務時間管理                 |
| 3. 心の健康                         | メンタルヘルスの推進(予防と円滑な職場復帰)               |

### III 職員としての意識改革

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 1. 公務員倫理 | 公務員としての自覚を新たにして職務に精励 |
|----------|----------------------|